

地域包括支援センターの運営状況・運営方針等について

(京都市地域包括支援センター運営協議会資料)

1 平成22年度実績について

- (1) 相談件数
- (2) 地域包括支援センター運営協議会（区・支所運営協議会）
- (3) 地域ケア会議 <地域包括支援センター主催>
- (4) 養護者による虐待について

2 平成23年度地域包括支援センター運営方針について（案）

3 平成23年度地域包括支援センターの体制等について

1 平成22年度実績について

(1) 相談件数

	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容別件数(延べ)a	うち、 介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち、 虐待相談
4月	20,239	23,535	12,571	53.4	9,116	98
5月	17,681	21,783	11,981	55.0	8,820	75
6月	20,452	23,934	13,122	54.8	9,299	95
7月	20,872	23,988	13,074	54.5	9,389	101
8月	21,200	24,687	13,359	54.1	9,234	103
9月	20,225	23,550	12,998	55.2	9,152	80
10月	19,657	22,831	12,754	55.9	9,323	85
11月	19,536	22,637	12,499	55.2	9,163	73
12月	19,188	23,800	13,239	55.6	9,296	79
累計	179,050	210,745	115,597	54.9	82,792	789

(2) 地域包括支援センター運営協議会（区・支所運営協議会）

開催状況	
19年度	41回
20年度	42回
21年度	39回
22年度（12月末現在）	26回

- ・ 地域包括支援センターの活動報告，関係者間の情報共有等を実施

(3) 地域ケア会議 <地域包括支援センター主催>

開催状況	
19年度	297回
20年度	333回
21年度	353回
22年度（12月末現在）	224回

- ・ 主に学区単位で実施しており，構成メンバーは，地域包括支援センター，支援（支援保護）課，民生・児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会，地域介護予防推進センターなど
- ・ 222学区中，160学区で第1回目を開催済み（72.1%）（22年12月末現在）

(4) 養護者による虐待について

		20年度	21年度	平成22年4月1日～12月31日			
				地域包括C	区役所・支所		
1	相談・通報件数	389	400	224	162	62	
	虐待認定内数	295	304	163	120	43	
2	通報者等 (重複可)	被虐待者本人	53	48	33	20	13
		家族・親族	42	52	27	23	7
		職務上知り得た者	252	254	164	127	37
		その他(一般市民)	84	76	38	26	12
		小計	431	430	265	196	69
3	虐待の種別 (重複可)	身体的虐待	191	197	101	72	29
		介護等の放棄等	85	79	49	38	11
		心理的虐待	116	123	61	48	13
		性的虐待	2	2	2	1	1
		経済的虐待	75	82	36	24	12
		小計	469	483	249	183	66
4	被虐待者の性別	男	77	85	38	25	13
		女	221	220	125	95	30
		不明	0	0	0	0	0
		小計	298	305	163	120	43
5	居住状況	虐待者と同居	246	249	129	92	37
		虐待者と別居	41	49	33	27	6
		その他	8	6	1	1	0
		小計	295	304	163	120	43
6	虐待者の続柄 (重複可)	夫	61	68	24	13	11
		妻	16	25	11	7	4
		息子	123	104	79	57	22
		娘	55	54	31	27	4
		その他	55	68	25	20	5
		小計	310	319	170	124	46
7	対応状況 (重複可)	事実確認	355	365	217	156	61
		措置入所等分離による保護	110	115	51	29	22
		面会の制限	13	12	12	6	6
		立入調査	0	0	0	0	0
		養護者の指導・助言	54	58	31	31	0
		権利擁護に関する対応	15	21	17	13	4
		小計	547	571	328	235	93

※ 養護者とは、高齢者を現に養護するものであって養護施設従事者等以外の者を指す

※ 長寿すこやかセンターの相談・通報件数は区役所・支所に計上

2 平成23年度地域包括支援センター運営方針について（案）

（1）基本方針

ア 地域におけるネットワークの構築・支援

今後さらなる進展が見込まれる超高齢社会においては、高齢者の安心・安全を脅かす様々な状況が想定されることから、地域内の社会資源を有機的に組み合わせて対応する地域包括ケアが肝要となる。市内76の日常生活圏域のなかで、高齢者個々のニーズに応じて、医療・介護・福祉等の様々なサービスが適切に提供できるような体制を構築するとともに、地域包括ケアを支えるネットワーク形成のため、関係機関への総合的な支援を行う。

イ 介護予防事業の推進

介護予防は、地域住民の健康づくり、社会参加につながるものであり、地域における促進を図る必要がある。地域包括ケアの中核機関として、介護予防の普及啓発及び特定高齢者の把握・ケアマネジメントに積極的に取り組むとともに、総合的な介護予防の取組を展開している地域介護予防推進センター等への強力な連携・支援を行う。

ウ 権利擁護に関する連携・支援

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送るために、困難な状況に陥った高齢者に対しては、専門的・継続的な視点からの救済・支援の手が差し伸べられなければならない。高齢者虐待等の個別ケースに適切に対応するとともに、常日頃から早期発見、発生予防に取り組む。

（2）重要取組事項

ア 地域におけるネットワークの構築・支援

- （ア）地域ケア会議の定期的な開催と関係者の資質向上支援
- （イ）地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援
- （ウ）医療機関との連携体制の構築
- （エ）介護支援専門員のネットワークの構築・支援

イ 介護予防事業の推進

- （ア）介護予防の普及啓発
- （イ）地域介護予防推進センター等との連携
- （ウ）多様な経路からの特定高齢者の早期発見・早期対応
- （エ）個別性や個性を重視した適切な介護ケアマネジメントの実施

ウ 権利擁護に関する連携・支援

- （ア）高齢者虐待や困難事例に関する連携・支援
- （イ）認知症高齢者等及びその家族への支援
- （ウ）高齢者虐待等の早期発見、発生予防の取組

3 平成23年度地域包括支援センターの体制等について

(1) 体制の考え方

高齢者人口	3千人未満		3千人～6千人		6千人～8千人		8千人以上
単身世帯数	950世帯未満	950世帯以上	1,900世帯未満	1,900世帯以上	2,500世帯未満	2,500世帯以上	—
18年度	2名		3名				
19年度	2名		3名		4名		
20年度	2名	3名		4名			
21年度							
22年度	2名	3名		4名		5名	
23年度							

(2) 委託料

人員体制	箇所数	基本委託料	介護予防普及啓発委託料	二次予防事業対象者ケアプラン新規作成実績払
2名	1	10,500,000	300,000	1ケアプランあたり 3,000円 又は 4,400円(※)
3名	41	15,500,000		
4名	17	20,500,000		
5名	2	25,500,000		

※ 二次予防事業対象者ケアプラン新規作成加算を1件あたり、簡素なものは3,000円、従来同等のものは4,400円とする。